

カルストの風



平成24年3月発行
美祿市学校事務共同実施会
じむだより
第20号 厚保豊田前グループ担当

平成23年度も大詰めとなってきました。これから様々な整理や準備に慌たしくなってくる時期ですね。今回はその年度末・年度初にかけて確認しておきたいことやお知らせなど掲載しましたのでぜひご覧ください。

年度末に確認しておきたいこと



諸帳簿関係

出席簿・指導要録・旅行命令簿・休暇簿などの整理

※ 記入・印もれがないようにしましょう

チェック

文書・物品関係

公文書・私文書・備品・消耗品などの整理・確認

- ※ 公文書は所定のファイルに保管しましょう
- ※ 個人情報適切に管理しましょう
- ※ 備品は所定の場所へ戻しましょう
- ※ 使用していたパソコンは初めの状態に戻しましょう
(不要なデータの消去は済んでいますか)



～ 異動になったら ～

住居手当

- * 住居移転をする場合、転入年月日は4月1日が望ましいです。4月2日以降になると4月分の手当が支給されません。新住民票を4月1日以降の証明日で2部(手当用、赴任旅費用)とっておきましょう。単身赴任から自宅の住居手当を申請する場合旧住所での所得証明をとっておくとよいです。

通勤手当

- * 最短経路を3回計測します。
- * 高速通勤をする場合、必ず初日の領収書が必要です。初日に利用していないと4月分の高速分の手当が支給されません。(対象となる区間や条件があるので確認をしてください。)

【 転出先学校へお渡しする主な書類 】

- ① 履歴書
- ② 出勤簿
- ③ 年次有給休暇整理票
- ④ 休暇簿
- ⑤ 源泉徴収票(控)
- ⑥ 諸手当認定簿(通勤以外)
- ⑦ 扶養控除等異動申告書
- ⑧ 保険料控除申告書(写)
- ⑨ 健康診断票
- ⑩ 氏名ゴム印

その他・・・

扶養家族の進学や就職、借家住居の家賃額変更、単身赴任 …etc

手続が必要なものがありますので、速やかに事務担当者へお知らせください。



★ 届出口座 ★

給与や旅費、共済組合・互助会等の受取口座は転勤しても解約しないようにしてください。変更する場合は手続が必要です。事務職員へお知らせください。給与の口座は第3口座まで振込ができ、いつでも変更可能です。

★ 会員・家族療養費 (互助会) ★

平成24年2月給付分以降、給付システムの見直しに伴い、共済組合、互助会それぞれからの振込になりました。

振込先は、共済組合に登録されている金融機関の普通口座です。



★ 教育貸付 ★

大学や専門学校等に入学又は修学するために資金を必要とする場合に借りることができます。

共済組合・・・限度額 550万円 互助会・・・限度額 200万円

* 入学又は修学の事実を証明することのできる書類や必要額及び納付期限日が確認できる書類が必要です。

(弘済会にも貸付事業があります。詳しくはパンフレット等でご確認ください。)



平成23年度共同実施の研究成果

① 市会計の手引
美祢市会計の事務手続
を最新のものに改訂
しました。

② ホームページ更新
内容を更新し、「更新の
手引」を作成しました。

③ 様式集ソフト「検索くん」
市・県の様式が入っています。最新
のものに改訂しました。

④ 教科書事務の手引
今年度完成版ができました。
教科書担当の先生、ぜひ使用
してみてください！

⑤ 備品管理
各学校で効率よく適切に管理
ができるように取扱基準(案)



手引や様式集活用してみてください。使用されてのご感想をお

